

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

第二号様式 名 冊 後	第二号様式 名 冊 前
<p>【表紙】  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書  <b>【提出先】</b> 財務(支)局長  年 月 日  <b>【会社名】</b> (2)  <b>【英訳名】</b>  <b>【代表者の役職氏名】</b> (3)  <b>【本店の所在の場所】</b>  <b>【電話番号】</b>  <b>【事務連絡者氏名】</b>  <b>【最寄りの連絡場所】</b>  <b>【電話番号】</b>  <b>【事務連絡者氏名】</b>  <b>【届出の対象とした募集(売出) 有価証券の</b>  <b>種類】</b> (4)  <b>【届出の対象とした募集(売出) 金額】</b> (5)  <b>【安定操作に関する事項】</b> (6)  <b>【総覧に供する場所】</b> (7)    <b>【第一部～第四部 略】</b>  (記載上の注意)  【1】～【2】 略】  (23-2) 第三者割当の場合の特記事項  第三者割当(第19条第2項第1号ア)に規定する第三者割当をいう。以下この様式において同じ。)の方法により、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券(以下この様式において「株券等」という。)の募集又は売出しを行う場合に記載すること。ただし、提出会社又は関係会社の役員(第2条の7第1項第1号に規定する役員をいう。)、会計参与又は使用人であった者に対し、これらの者からその在職中に受けた役務の提供の対価として交付される当該提出会社が発行者である株券又は新株予約権証券の募集又は売出しを行う場合(第19条第2項第1号ア②又は③に掲げる方法に準じて行う場合に限る。)は、この限りでない。なお、一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に對して行われる株券等の募集又は売出しのうち、その発行情態から、当該株券等を特定の株主が取得するものと考えられるもの(例えば、特定の株主のみが当該株券等の募集又は売出しに応じることとなる)と考えられる発行価格その他の条件を設定しようとするもの)を行う場合には、当該募集又は売出しを第三者割当の方法により行うものとみなして記載すること。  【(23-3)～(28) 略】</p>	<p>【表紙】  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書  <b>【提出先】</b> 財務(支)局長  年 月 日  <b>【会社名】</b> (2)  <b>【英訳名】</b>  <b>【代表者の役職氏名】</b> (3)  <b>【本店の所在の場所】</b>  <b>【電話番号】</b>  <b>【事務連絡者氏名】</b>  <b>【最寄りの連絡場所】</b>  <b>【電話番号】</b>  <b>【事務連絡者氏名】</b>  <b>【届出の対象とした募集(売出) 有価証券の</b>  <b>種類】</b> (4)  <b>【届出の対象とした募集(売出) 金額】</b> (5)  <b>【安定操作に関する事項】</b> (6)  <b>【総覧に供する場所】</b> (7)    <b>【第一部～第四部 同左】</b>  (記載上の注意)  【1】～【2】 同左】  (23-2) 同左】  第三者割当(第19条第2項第1号ア)に規定する第三者割当をいう。以下この様式において同じ。)の方法により、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券(以下この様式において「株券等」という。)の募集又は売出しを行う場合に記載すること。なお、一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に對して行われる株券等の募集又は売出しのうち、その発行情態から、当該株券等を特定の株主が取得するものと考えられるもの(例えば、特定の株主のみが当該株券等の募集又は売出しに応じることとなる)と考えられる発行価格その他の条件を設定しようとするもの)を行う場合には、当該募集又は売出しを第三者割当の方法により行うものとみなして記載すること。  【(23-3)～(28) 同左】</p>
<p>第二号の四様式  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書  <b>【提出先】</b> 財務(支)局長</p>	<p>第二号の四様式  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書  <b>【提出先】</b> 財務(支)局長</p>

【提出日】 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【英訳名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【提出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_

【提出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_

【総額に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_

【第一部～第四部 略】  
（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式に准じて記載すること。

なお、第9条第9号に掲げる場合には、本邦の金融商品取引所が株券をその売買のため上場することを承認する前における当該株券の募集又は売出しの相手方を有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の表紙に付記すること。

【11～⑳】 略

㉑ 特別利害関係者等の株式等の移動状況

【a・b 略】

c 「氏名又は名称」の欄には、法人である場合には、その代表者の氏名も記載すること。また、個人所有者（大株主等（所有株式の数の多い順に10番目以内となる株主又は法第27条の23第1項若しくは第27条の26第4項の規定により大量保有報告書を提出することとなる者をいう。以下この様式において同じ。）を除く。）が提出会社又は関係会社の使用人又は使用人であった者である場合には、当該個人所有者については記載を要しない。

d 個人所有者の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第2項に規定する市町村をいう。㉒）b（c）及び㉓）c)において同じ。）までを記載しても差し支えない。なお、個人所有者（大株主等を除く。）が次のいずれかに該当する場合には、当該個人所有者については記載を要しない。

㉒ a) 提出会社又は関係会社の役員（第2条の7第1項第1号に規定する役員をいう。㉓）b（c）並びに㉓）c）及びf（b)において同じ。）若しくは会計参与又はこれらの者であった者

b) 提出会社又は関係会社の使用人又は使用人であった者

【e～j 略】

㉔ 第三者割当等の概況

a 略

b 取得者の概況

a) a)の取得者について記載すること。なお、当該取得者（大株主等を除く。）が提出会社又は関係会社の使用人又は使用人であった者である場合には、当該取得者については記載を要しない。この場合には、当該取得者の人数及び当該取得者の割当株式の総数を欄外に記載すること。

【提出日】 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【英訳名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【提出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_

【提出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_

【総額に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_

【第一部～第四部 同左】  
（記載上の注意）

【同左】

【11～㉑】 同左

㉒ 同左

【a・b 同左】

c 「氏名又は名称」の欄には、法人である場合には、その代表者の氏名も記載すること。

d 個人所有者の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第2項に規定する市町村をいう。㉓）b（c）及び㉔）c)において同じ。）までを記載しても差し支えない。

【加える。】

【加える。】

【e～j 同左】

㉕ 同左

a 同左

b 同左

a) a)の取得者について記載すること。なお、取得者（新株予約権証券（会社法第236条第1項第6号に掲げる事項が定められているものに限る。）を取得した者に限り、特別利害関係者等を除く。）が提出者又はその被支配会社等（定義附令第6条第3項に規定する「被支配会社等」をいう。）の使用人であって、当該取得者が取得した当該新株予約権証券の目的である株式の総数が

<p>(b) 個人所有者の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。なお、個人所有者（大株主等を除く。）が提出会社又は関係会社の役員若しくは会計参与又はこれらの者であった者である場合には、当該個人所有者については記載を要しない。</p> <p>(c) 「取得者と提出会社との関係」の欄には、提出会社と取得者との間に出資関係、取引関係及び人事関係等の関係がある場合には、その旨及びその内容を記載すること。</p> <p>なお、取得者が特別利害関係者等である場合には、その旨を記載すること。</p> <p>⑧ 株主の状況</p> <p>a 略</p> <p>b 所有株式数（他人（仮設人を含む。）名義のもの及び新株予約権の行使その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利の行使により発行される可能性のあるものを含み、自己株式の数を除く。）の多い順に50名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を付記すること。ただし、所有株式数が1,000株以下である者については、所有株式数ごとに人数のみを記載しても差し支えない。また、当該記載を要する株主（大株主等を除く。）が提出会社又は関係会社の使用人又は使用人であった者である場合には、当該株主については「氏名又は名称」及び「住所」の欄の記載を要しない。</p> <p>なお、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。</p> <p>c 個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。なお、個人株主（大株主等を除く。）が提出会社又は関係会社の役員若しくは会計参与又はこれらの者であった者である場合には、当該株主について記載を要しない。</p> <p>[d・e 略]</p> <p>f 欄外には、株主が次のいずれかに該当する場合には、その旨及びその内容を記載すること。</p> <p>(a) 特別利害関係者等</p> <p>(b) 提出会社又は関係会社の役員又は会計参与であった者</p> <p>(c) 提出会社又は関係会社の従業員又は従業員であった者</p> <p>g 略</p> <p>⑨ 株主S「」S記録出題問題</p>	<p>1,000株以下である場合には、記載しないことができる。この場合には、当該取得者の人数及び当該取得者の割当株数の総数を欄外に記載すること。</p> <p>(b) 同左]</p> <p>(c) 個人所有者の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。</p> <p>(d) 「取得者と提出会社との関係」の欄には、提出会社と取得者との間に出資関係、取引関係及び人事関係等の関係がある場合には、その旨及びその内容を記載すること。</p> <p>なお、取得者が特別利害関係者等又は提出会社の従業員である場合には、その旨を記載すること。</p> <p>c 同左]</p> <p>[同左]</p> <p>a 同左]</p> <p>b 所有株式数（他人（仮設人を含む。）名義のもの及び新株予約権の行使その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利の行使により発行される可能性のあるものを含み、自己株式の数を除く。）の多い順に50名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を付記すること。ただし、所有株式数が1,000株以下である者については、所有株式数ごとに人数のみを記載しても差し支えない。</p> <p>なお、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。</p> <p>c 個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。</p> <p>[d・e 同左]</p> <p>f 欄外には、株主が特別利害関係者等又は提出会社の従業員である場合には、その旨及びその内容を記載すること。</p> <p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p> <p>g 同左]</p>
--	--

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この府令は、令和六年四月一日から施行する。

### (有価証券届出書の記載事項に関する経過措置)

第二条 この府令による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式及び第二号の四様式は、この府令の施行の日以後に開始する有価証券の募集又は売出し（金融商品取引法第五条第一項に規定する有価証券の募集又は売出しをいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始した有価証券の募集又は売出しについては、なお従前の例による。

### (罰則に関する経過措置)

第三条 この府令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。